

第5回 熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要

日 時：平成26年5月14日（水） 午前10時～12時

会 場：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

出席者：中川委員長、澤田副委員長、岡委員、緒方委員、津地委員、鳥崎委員

柳楽委員、仁尾委員、山下委員、吉村委員

中川 委員長	<p>1 開会</p> <p>それでは、ただ今から、第5回「熊本市自治基本条例見直し委員会」を開会いたします。</p> <p>第5回目の委員会になります。本日は、前回の委員会において、委員の皆様より正副委員長へ一任いただきました、「自治基本条例改正条文骨子」について、前回の委員会でのご意見を踏まえて正副委員長と事務局において協議し、最終的な骨子として整理させていただきましたので、まずは、その内容について私より説明させていただきます。その後、「自治基本条例改正条文骨子」に基づき、正副委員長と事務局で作成させていただきました、「自治基本条例改正条文素案（たたき案）」について、各委員よりご意見をいただくことを予定しています。これまでどおり、委員の皆様方の率直なご意見をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の委員会は、2時間程度を予定しておりますが、正午には終了いたしたいと考えておりますので、委員会の進行にもご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、まず始めに、配布資料の確認について事務局よりお願ひいたします。</p>
事務局	<p>(資料確認)</p> <p>第5回委員会次第</p> <p>自治基本条例改正条文骨子</p> <p>自治基本条例改正条文素案（たたき台）</p> <p>自治基本条例改正予定表</p> <p>第4回会議録（案）</p> <p>第4回まとめ（案）</p> <p style="text-align: right;">資料 1</p> <p style="text-align: right;">資料 2</p> <p style="text-align: right;">資料 3</p> <p style="text-align: right;">参考資料1</p> <p style="text-align: right;">参考資料2</p>
中川 委員長	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 第4回委員会の協議事項の確認について</p> <p>それでは、次第に沿って進行させていただきます。</p> <p>まず、前回の委員会で協議しました事項の確認について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>※第4回熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要（案）参考資料1について 委員への確認を依頼。</p> <p>※第3回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案）参考資料2について説明と委員への確認を依頼。</p>
中川 委員長	ありがとうございました。修正等、何かお気づきの点はございますか。

(委員確認中)

	特にないようですので、第4回の「会議録概要」及び「委員会のまとめ」につきましては、委員の皆様より、ご承認いただいたものとさせていただきます。
中川 委員長	<p>3 議事</p> <p>(1) 条例改正条文骨子について</p> <p>それでは本日の議事に入っていきたいと思います。</p> <p>まず初めに、「自治基本条例改正条文骨子」資料1について、ご説明させていただきます。</p> <p>これまで、委員の皆様からいただいた意見や事務局からの資料に基づいて、澤田副委員長及び事務局と私で整理をさせていただきました。</p> <p style="text-align: center;"><自治基本条例改正条文骨子資料1について委員長説明></p> <p style="text-align: center;">※説明の要点については、別添、委員長説要旨をご確認ください。</p> <p>以上でございます。これを本委員会からの最終的な「自治基本条例改正条文骨子」とさせていただきますが、なにか、ご確認したい点などございますか。</p>
山下 委員	<p>前回の骨子（案）では、第6章-1-1の主語が「市は」になっていたのが、「区民及び区の職員は」に変更されていますので、分かりやすくなつたと思いますが、この区の職員には区長を含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>加えまして、第5章の「地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う者」の者には、個人も団体も含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>
中川 委員長	その点について、事務局からお願ひいたします。
事務局	山下委員のご理解のとおりでございます。
柳楽 委員	「区の職員」又は「市の職員」についての定義がどこにもないのですが、それは必要ないのでしょうか。
事務局	<p>法制課と適宜、条文について協議を行っているところですが、その中で定義付けについても話をしております。法制課の説明では、分かり辛い言葉又は言葉の意味以上に内容を含むものについては、条文の中で定義をする必要があるが、一般的に市民の皆様に共通の認識を持っていただける言葉、例えば「区役所」などについてはあえて定義付けをする必要はないのではないかとのことでした。「区民」については、後段の説明にありますように、区の住民だけではないという規定をしますので、定義が必要と思っています。</p> <p>現時点では、「区の職員」については一般的に共通理解をいただけるのではないかという判断から、定義付けを行い条文を増やすよりも、定義付けをしないほうがよいと考えています。ただし、これから条文素案の作成にあたり、委員の皆様からご意見を伺っていくなかで、やはり分かりにくいという委員会からの意見があれば、定義付けすることも検討してまいります。</p>
柳楽 委員	自治基本条例第2条に「市民」、「市長等」については定義付けがされていますが、「市の職員」については定義付けがされていません。私にとっては、「職員」

	の範囲はとても広いと思っており定義があつて欲しいと思っていたところでした。今回、「市の職員」と「区の職員」とあって、二つの「職員」には違った意味が含まれるのかと思い、意見を述べさせていただきました。
事務局	条文化する時に、その辺りは考える必要があるのではないかと思っています。市民の定義付けについては、住民登録のある方だけではなくて、通勤、通学者も含むため定義付けがされています。その他、一般的に共通理解ができる言葉については定義付けがされていません。委員ご指摘の「区の職員」とは嘱託職員も含めた区役所の職員ということで理解できるのではないかということで、現在、定義付けをしていませんが、条文化の際には改めて検討をして参りたいと思います。
中川 委員長	よろしいでしょうか。その他、何かございますでしょうか。
岡委員	第2章-2) -②に「解決に向けた」とあります。課題を解決するという言葉と課題を解消していくという言葉はよく使われる言葉です。もともとの条例に解決という言葉が使われていますので、これでよいとは思っているのですが、そもそも課題というものは解決していくものなのでしょうか。それとも解消していくものなのでしょうか。地域の課題には永遠に解決が困難なものもあるため、解決まで至る必要があるのかという疑問もあります。少しずつ解決に向けて課題を縮小していくという意味であれば、「解決」よりも「解消」の方が適当かと思ったのですがいかがでしょうか。
澤田副 委員長	言葉として正しいものは、課題は解決していくものです。ただし、岡委員の仰ったとおり、課題には我々の世代では解決できないような、時間がかかるものがあります。ここでは、解決に向けたという少し幅の広い表現になっていますので、様々な課題があって、その中には急々には解決できないものもありますが、その課題の解決に向けて皆で努力をしていきましょう、少しでも良い方向に近づけていきましょうという趣旨で「解決に向けた」という表現が使われたと思っています。その部分については、「解決して行きます」というような表現ですと、場合によっては不適切な示威行為などが含まれるため、「解決に向けた」という表現は正しいのではないかと思っています。
岡委員	条例第1章第2条第1項の9のコミュニティ活動の定義付けに、「・・・身近な課題を解決するために行う活動・・・」とあります。こちらの表現とのバランスが少し気になるところですね。
津地 委員	課題については、無理やりに解決しないといけないものなのかという考えを持っています。いろんな課題があるだろうし、それをきちんと把握した上で、それに対して対策を講じるでもいいのではないかと思います。それには、いろいろなアプローチの仕方、やり方があるのだろうと思います。したがって、無理やり解決するという部分が必要なのかという点については疑問があり、違和感がありました。
中川 委員長	先ほどからご意見が出ていますように、将来に向かって住みよいまちづくりが形成されていくうえで、環境、文化などの面も含めて発生してくる問題に対し、

	一定の手続きを踏みながら解決をしていく、長いスパンで慎重に対応していくということを表現するということで、非常に難しいところですね。
澤田副委員長	前回の骨子（案）では、「合意形成しながら迅速な解決を図る」という表現になっておりました。今回は、「解決に向けた努力を行う」ということで、このような表現になっています。委員長、事務局と話しをして表現を変えた一つの理由として、前回は、主語が「市民と市長」だったので、全市的な課題解決であっても市民と市長であれば、不整合はありません。しかし、この章は区のまちづくりですので、区民とか区に関わる職員を前面に出したほうが、いいだろうという話になりました。今、五つの区が設置されていますけれども、区単独ですべてを解決することが出来るわけではありません。それこそ市全体の課題とかもございます。また、区民と区の職員で解決を図るということが、条例上、法規範上適当なのかという話もございました。一方で、合意形成を図るということは、地域においては常に必要なことであって、そこが課題の解決に向けた地ならしとして非常に相応しいという理由から、ここでは、合意形成を図るという方を、地域のコミュニティの重要な役割の一つとして、取り上げたというところであります。ということで、「解決に向けた」という方向性を示したうえで、「合意形成を図る」の方が、前面に出ているという形になっています。そこが、前回の「市民及び市長は」の時と変っているところです。
吉村委員	第1章では、定義で住民とは、市民とは、市長等とはとあります、第2章では、市長の責務、市長等の役割、市の職員の責務とあります。条文骨子では、区民、区の職員は以下のことに留意することとありますけれども、第2章の市の職員の責務の次に、区の職員の責務を、或いは市の職員の責務に市や区の職員の責務というふうに、まとめてもいいことなのではないのでしょうか。市の職員と区の職員のお仕事の違いが、どういうところにあるのか、読んでいてよくわからなくなりました。わざわざ、この区のまちづくりの中に、骨子の第6章-1-2）が必要なのかという疑問があります。条文骨子の第6章-1-2）が、第1章や第2章と比較して浮いているように感じますので、その辺りとの整合性が必要ではないでしょうか。区の職員と市の職員の仕事内容の大きな違いも併せて、ご説明いただければと思います。
事務局	最も、根本的な話であると思います。委員が仰るとおり、現在の自治基本条例で、市民、市長等、市の職員の責務や役割が規定されています。それを基本として、政令指定都市移行後の区のまちづくりを推進していくという観点から、あえて、第6章として章立てをしました。条文素案の作成段階で、関係してくる議論であると思いますが、全体のまちづくりの中で、この区のまちづくりとは特に住民自治に關係する部分であると、まさに、自治基本条例でいうところの参画と協働の実践の場だと考えています。したがって、区民或いは区の職員といった部分を強調させていただいているというところでございます。ここで言います、「区のまちづくり」の定義が一番重要になるのかなと思います。第2章でいうまちづくりである、市全体の施策、或いはハード、ソフト面の全ての事業を含めたまちづ

	くりの内、特に住民自治に関する、住民の皆様が、日常生活に密着した課題を自ら解決していく。或いは市が支援して、一緒に解決していく、そういうまちづくりというものが、第6章で言う区のまちづくりと考えているところです。自治基本条例の精神を具体化するものが、第6章であると我々はそのように位置づけています。そういうところを明確に分かるように、いかに条文にしていくかが、今後の課題と思っています。それにつきましては、議題3の条文素案（たたき案）のところで、詳しくご説明したいと思っているところです。
中川委員長	ありがとうございました。今のご説明について、吉村委員から何かございますか。
吉村委員	それでは、資料2の条文素案（たたき案）を確認しながら、整理していくということですね。
中川委員長	これまでの意見では、定義付けでありますとか、第6章1-2) -②にあります、課題の解決に関する考え方などについて、意見をいただいてきたところですが、その他、何かございますでしょうか。
柳楽委員	第6章1-2) -②の「解決に向けた」という言葉なのですが、資料2の条文素案（たたき案）では、「解決に向けて」となっています。これまでの、委員の皆様のご意見からは、「解決に向けた」とよりも、「解決に向けて、合意形成に努めます」の方が、皆様の意見や私の理解に近かいとおもうのですが、いかがでしょうか。「向けた」と「に向けて」の言葉の使い方は、私の中では大きな違いがあります。
中川委員長	今の点で、事務局より何かお気づきの点がございますか。
事務局	第6章1-2) -②で最も言いたいことは、合意形成に努めるということですので、柳楽委員の仰るとおり、「解決に向けて」の方が正しいと思いますので、改正条文骨子もそのように訂正いたします。
中川委員長	既に、改正条文素案（たたき案）についても意見が出てきていますので、議事1の「条例改正条文骨子」についてはこれで終わらせていただきます。
中川委員長	(2) 改正条文素案（たたき案）について それでは、2つめの議事に入ってまいります。 先ほど、説明させていただきました、「改正条文骨子」に基づき、正副委員長と事務局で「自治基本条例改正条文素案（たたき案）」資料2を作成しています。 まずは、事務局より、改正条文素案（たたき案）についてご説明いただき、その後、改正条文素案（たたき案）についてご意見をいただきたいと思います。加えて、素案を作成する上で、いくつか課題も出てきておりますので、その課題についても委員の皆様よりご意見をいただければと思います。 それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	※自治基本条例改正条文素案（たたき台）資料2により事務局説明

中川 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>改正条文の素案ということで、たたきの段階ですが、条文形式に作っていただいたというところでございます。その関係で、若干、表現が骨子と異なるところもございます。そういう点も踏まえて、ただいまの資料2のご説明に対して、皆様何かご質問等はございますでしょうか。</p>
岡委員	<p>「勘案」という言葉は、ずっと落ちてこないなと思います。</p> <p>これは、確認ですが、5章のコミュニティの連携のところですが、よくあることなのですが、事業所や会社のCSRが盛んに行われております。地域にある会社というのは、地域の力強いエンジンにもなっています。それらは、この中の団体に含まれていると理解してよろしいでしょうか。</p>
中川 委員長	今のところについては、事務局の方ではいかがでしょうか。
事務局	<p>定義の第2条には、「本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」と含まれています。区民の定義にも、きちんと含める必要があると思いますが、当然、地域の事業者というのはそこに含まれると考えております。</p>
岡委員	<p>たぶん、そうだろうとは思ってはいましたが、区の部分が入ってきましたが、既に自治基本条例に書かれているところとすり合わせをきちんとしていただきたいと思います。表現が少し違ってきてるところがあると思います。</p> <p>それと、第6章の説明で、区のまちづくりの主体は地域の団体やコミュニティであって、区の職員の方々は支援、サポートしていくと表現されたかと思います。実際は、35条に書いてあるように、参画・協働で取り組むのであって、支援、サポートではなく一緒に作りあげていくものと解釈してよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>そこが一番悩むところで、一緒に作りあげていくことは、自治基本条例全体で書かれていることです。こここの区のまちづくりの中で、敢えて特化して書くということでは、ひとつの考え方として、区のまちづくりは住民自ら地域の課題に対して活動していく部分について捉えるとすること。もうひとつは、大きく区のまちづくりを捉えるということ。そうなると、先ほどから出ているように、全体の自治基本条例との棲み分けが難しくなってきます。敢えて、区のまちづくりを書くのかということが難しくなるところです。別に区の職員に限る必要は全くなってきます。そこで、区のまちづくりとはというところを議論していくだけで、定義づけをさせていただければと思っております。</p> <p>ひとつの提案としては、区のまちづくりということは、住民自治の実践の場とするならば、区の職員、市役所というのは、一緒にやっていくにしても、最終的には地域住民の皆さんで決定していただくというところをサポートし一緒に考えていくというような参画・協働のやり方だと思います。そこを、こここの区のまちづくりでは特化して書くというのもひとつの方法だと思っています。</p> <p>おっしゃるように、区のまちづくりは住民自治をベースとしながらも、区のまちづくりに全体を包含して書くということであれば、こういった形になると思い</p>

	ますが、こうなると、自治基本条例そのものの中で、だぶってしまう部分があるということで悩ましく、非常にどっちつかずの表現、説明になってしまっています。そこを議論していただきたいというのが本音でございます。
緒 方 委 員	今、おっしゃったことは、行政がとても謙虚に考えすぎているからだと思います。おっしゃるように、やはり、常に区の職員と区民はソフトの部分でしか一緒にやれないのです。それと、総合計画という大きい計画がありまして、それでもソフト事業は限られた範囲となってくる。ハードというのは、予算が伴いますので、行政、議会を通したものになってきます。そういうところでは、この「勘案」という言葉は、「連携し取り組む」という表現ではないでしょうか。まちづくりの範囲はとても限られていますし、それぞれの地域の特徴、山の地域、海の地域、都市部などいろいろな特徴を抱えているわけですから、地域の進んでいるもの遅れているものをうまく使い、どう発展させていくかということは、住民も主役でしょうが、区の職員もどこか違うところから来ていれば、違う目で見れるでしょうし、これは互いが同じ立場で連携をし、取り組むという言葉が適切だと思います。
中 川 委員長	区民というのは、区の生活共同体という側面があって、それと区の職員の関係を考慮すると、むしろ連携という表現がよいのではないかというご意見だったかと思います。今の点について、事務局から何かございますか。
事務局	やはり、第6章の区のまちづくりの範囲、イメージするものをきちんとしておく必要があるのかなと思います。区の職員の役割というのを単純に言えば、一番大きな役割は、団体自治として行政サービスを適切に提供することです。その次（2番目）に、住民の皆さんの地域の課題を一緒に考えていくことです。区役所の職員として敢えて特化して書くということであれば、2番目の役割を書くべきなのだと思います。区の職員だろうが、市の職員であろうが、市の職員である以上は団体自治の部分の、身近なサービスをいかに効率的かつ質が高いもので提供していくかということは当然のことであり、これは自治基本条例の全体に書かれていることあります。区の職員だけ特化して住民自治の支援・連携を書くのであれば、第6章であろうと思いますが、そうなると、では「区のまちづくり」とは何を指しているのかということが問題なってきます。 先ほど、ソフト事業、ハード事業という言い方をされましたら、決して、区のまちづくりは、ソフト事業、ハード事業だけで分けられるものではありません。ソフト事業の中でも、例えば、介護保険の事業そのものはソフト事業ですが、市全体でやるものであって、区で認定の基準が違うなどということはありません。当然、ソフト事業、ハード事業ということで分けられるものではないと考えております。今のところ、区のまちづくりの中で考えやすいのは、地域の住民の日常生活に密着した問題であって、それはやはり地域住民の方が主体となって課題に取り組んでいくというものです。そういうものについて、区の職員は一緒になって頭を悩まして、体を動かして取り組むということだと思っています。そのところを、もう少し表現を分かりやすくしたいと思っています。説明では書

	いておりますが、前回の会議でもありましたと、運用で変わることではないということなので、できるだけ条文でお示ししたいと思っております。これまでの皆様のご意見を聞いてみると、区のまちづくりを書くというのは、そこがポイントだと思っております。それを表現したいと思っております。
岡委員	<p>そのとおりだと思います。ここはとても難しいと思っております。自治基本条例の底辺に流れる理念を生かしながら、区のまちづくりに関して言えば、より現場サイドに立った言葉で条文として作っていくところなのだと思います。そういう意味では、この「勘案」という言葉はなじまないと思います。</p> <p>それから、基本的には、区のまちづくりということでは、特にソフト事業中心、コミュニティでの醸成中心のまちづくりということになるのでしょうか、私は、仕事柄ハード事業の仕事もさせていただくこともあります、やはり、地域に関するハードを作っていくときには、その計画の段階から市民もしくは区民と一緒にやっていくことがあります。ハード事業では、特に前半の段階が重要で、特に箱物といわれる施設の場合には、地域に愛されない施設というのは、ただの箱です。市民に愛されるということは、市民と一緒にやって作るということなのです。ですから、ハード事業であっても同じだと思います。道路作るときに、どのように整備するかということもあるかと思います。まちづくりを小さく考える場合と、大きく考えなければならない場合があると思います。協働の精神を考えるのであれば、やはり区民と行政が一緒に考えていくということが必要なのではないかと思います。</p>
中川 委員長	ありがとうございました。
緒方 委員	今、おっしゃっている役割の（2）に「地域の課題を的確に把握し、解決に向けて合意形成に努めること」というのがございます。そうしますと、この中で、区がやれることは限られてくると思うのです。ここに、もうひとつ、「市長に対して提言していくことができる」という言葉が入れば、解決に向けて合意形成に努めても、おっしゃられたような、ソフト事業で例えば、介護の問題、子どもの医療費の問題、様々なものがありますが、市町村によって医療費が無料になる年齢など異なるのですが、未来においては、区によってずっと一緒であるということは有り得ないと思います。子育て環境をよくすれば、住民が増えていくのであれば、その対策を入れていくこともあるかと思います。区の中で、大きなものが変わらないのではなく、提言をしてそれが議会等でも了解を得られるのであれば、今、独立していた町が合併していっているので、そのような地域性を考えたときに、課題を的確に把握して、解決に向けて合意を形成していくときに、提言できるという、そういう声が届くという仕組みがあって、区のまちづくりの意義があるかと思います。
吉村 委員	皆様のご意見を聞いていて、だんだん難しくなってきて、もう少しすっきりできないかと思って見たときに、第2回会議にいただいた政令市の一覧表で、この条例がそれぞれの市で言葉を集約していったものだと思って見ていくと、札幌

	市に（区におけるまちづくり）というところがあつて、「市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。」と非常にすっきりとした分かりやすい条文があります。熊本市は、「連携」という言葉は、条文骨子の34条にござりますし、課題解決の言葉は、第1章のコミュニティ活動の定義のところにございます。もう少しすっきりしたいと思ったときに、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるというすっきりとした表現でまとめることができないかと見ていました。
中川 委員長	おっしゃっているのは、35条ですかね。
吉村 委員	はい。そうです。「区役所を拠点」というのは、35条に入っています。35条の2項では、区民及び区の職員の役割を改めて書かれているのだと思いますが、今までの事務局のお話でも、基本的には、市の職員であるということなので、もう少しすっきりできればいいなと思います。
事務局	事務局としては、おっしゃるようにすっきりということであれば、札幌市のようにするのが一番よいと思っているのですが、会議の中では、区長の役割や区の職員の役割といった議論が出てきましたので、そういうご意見を踏まえたうえで作させていただいた、ただき台でございます。そうなると、区の職員に特化して書くと、区のまちづくりが何を示すのかということが重要な点になってきます。札幌市を見ていただきますと、市が主語になっております。これは、そのとおり書ける条文だと思います。熊本市も、区役所制がいかに住民の身近なサービスを提供するか、そして、住民に密着したまちづくりを進めるかというところを最大限考慮して進めていますので、まさしく私達の意図としては、札幌市のような形であれば一番すっきりするのかと思っております。
中川 委員長	35条第1項は、区民の定義が括弧書きで書かれております。条文は、シンプルで簡潔で、的を得て、基本的なことを抑えるということが慣用かと思います。ここが区民で3行ほど定義されております。骨子に※印で書かれていましたが、それがどこに書かれるか気になっておりました。ひとつは、第2条の定義に書かれるという形があります。あるいは、条文の外、解説のレベルで書くという形があります。その場合、はっきりしないという問題がありますでしょう。ただ、そういう観点から、区民及び区の職員と2つの主体を表していますので、もう少しすっきりさせてもらえたたらと思います。中身というよりは、条文の見せ方の問題です。基本条例は、骨格、理念、基礎、枠組みを定める条例ですので、シンプルかつ的を的確に得るという観点からいくと、少し見にくいかと思います。 あと、吉村委員のおっしゃった札幌市の第29条もシンプルですね。
吉村 委員	札幌市の自治基本条例も、第29条に3項あるようですが、それまでに、区民とは何か定義がないのです。他の都市も、区民や区の職員が定義してある条文はあるのでしょうか。

中川委員長	他の都市で、区民や区の職員などの定義を条文に盛り込んでいるところがありますでしょうか。
澤田委員長	<p>少し理由があって、熊本市は、市があって、その後、区ができています。他の都市は、ずっと区役所というものが存在していて、そもそも説明する必要がないものなのです。札幌市は、一番早くから政令市になりましたので、そもそも説明する必要がありません。熊本市の自治基本条例の特徴として、後から区ができましたので、自治推進委員会からの提言としては、区ができたから、「区のまちづくり」というのを、新たに改正のときに入れてはつきり見えるようにしていただきたいということです。そういう話で「区のまちづくり」というのがでてきていて、他都市とは少し違って「区民」は、あるいは「区の職員」はというのを前面に押し出さざるを得ないというところはございます。</p> <p>委員長がおっしゃいましたとおり第35条の文言は「区民」、「区の職員」についての説明が長いのですが、この説明を省くと条文自体は非常にシンプルで、札幌市の条文とほとんど変わらない。その下の第2項で少し詳しい説明をつけています。その説明も（3）のところの地域コミュニティ活動と市民公益活動の連携これは自治推進委員会からこれを盛り込んでほしいという答申がありましたので、きちんとここに盛り込んでいるという形をとっていますので、そこがちょっと他都市のシンプルな条例と熊本市が違わざるを得ないという熊本市の事情もございます。</p>
吉村委員	川崎市は区民について括弧書きで3行ほど規定しています。
澤田副委員長	新潟も区役所のところに区役所はと括弧書きで説明が在りました。
岡委員	今の話からいきますと、前段で何か定義もしくは説明をしておいたほうがいいのではないかと思います。条文の中に説明を入れると複雑に見えてしましますし、条文中での説明がなければ、すっと理解ができます。しかし、そこで疑問に思うのが「区民」「区役所」「区の職員」などが突然でてくる。だから違和感があるので、やはり前段で手当てをしておくべきだと思います。
中川委員長	今の点について何かありますでしょうか。事務局としては条文構成等いろいろ苦労・検討された結果なのでしょうが。
事務局	前回の委員会の中で、「区民だけではなく、地域コミュニティ活動・市民公益活動についても定義が必要ではないか」という意見をいただきました。改めて条文第32条、第33条を見ていただきますと、「以下、地域コミュニティ活動といいます。」「以下公益活動といいます」など、条文自体が定義になっているようなところもございます。今回、区民について、改めて別立てて定義するのか、条文の中で定義するのかと考えたときに定義だけで条文を増やすのはどうかと考えまして、条文の中に入れ込んだという経過はございます。区民という言葉が出てくるのは、第6章だけでございますので、章の中で定義したほうがわかりやすいの

	<p>ではと考えたところです。</p> <p>第2章で定義するものについては全体を通じて必要なものを定義し、そこにしか出てこないものはそこで定義します。</p>
澤田副委員長	<p>やり方として事務局で大変苦労されたと思いますが、区民として括弧書きで説明しています。やり方としては第18条の公益通報の条文と同じで、公益通報とはここで初めて出てくるのですが、公益通報という言葉を括弧書きで説明しています。先程ありました、以下～というという表現だと、括弧の中と外が逆になつて、「区民（〇〇〇～以下、区民といいます。）」というようにわかりづらくなってしまうので、やはり、区民のあとで、（〇〇～の人を言います。）というようにされたほうがいいと思います。全体ではなく、ここにしか出てこない言葉をあまり離れたところに定義するのも、少し苦しいかと思います。</p>
事務局	<p>今後、定義の仕方については法制室と協議をしていきます。今は、単純に市民の定義を区に置き換えてはいるので、市の定義をそのまま書くのではなく、他のやり方もあるかもしれません。例えば、区民については第2条の市民の定義に準ずる・・・といった標記の仕方ですね。標記の方法についてはできるだけすっきりするよう進めていきたいとおもいます。</p>
柳 楽 委 員	<p>前の段階で、事務局からありました「区のまちづくりとはどのようなものなのかイメージできるような方法を規定する必要があるのでは」ということについての協議がまだできていないと思います。先程、緒方委員がおっしゃっていた区民からの提言ですが、市の行政につながるような区のまちづくりが必要であるというような言葉があつていいのではないかと思います。私自身も地域のコミュニティ活動を行っておりまして、コミュニティセンターを利用して「介護者カフェ」というのをやっております。これは「区のまちづくり」なのか、「市のまちづくり」なのか、自分でもよくわからない。どこでどう定義していいのだろうか。しかし、先程緒方委員がおっしゃったように、区のまちづくりが市のまちづくりにつながっていくという意識の元で市の職員・区の職員・区民が話し合って協働でやっていくって、それが大きな市政やまちづくりにつながっていくという文言が入っていると区のまちづくりのイメージが明確になっていくのではないでしょうか。その点について皆様どうお考えですか。</p>
中 川 委員長	<p>今の点について何かご意見はありますか。</p>
岡委員	<p>「区のまちづくり」と「市のまちづくり」は分けるものではないと思っています。熊本市では校区単位での自治協議会を中心としたまちづくりを行っていますが、校区のまちづくりが、区のまちづくりにつながり、それが熊本市のまちづくりにつながっていくというような、ボトムアップ型のまちづくりを考えられていると思います。条例に関して言えば、そういう構造になっているというのが条文で見えるとしてもわかりやすいと思います。市民からもしくは区民から積みあがってくる、そういう「まちづくり」を市民と行政が協働でやっていくのだというような形で組み立てられると非常にわかりやすいと思います。今の柳楽委員の意</p>

	見はそういうことだと思います。その精神で自治基本条例は作られていると思っています。
柳 楽 委 員	条文の中でもイメージできるような方法で規定する必要があるのではないかでしょうか。そういう意味の条文はどういうものがあるのか、先程緒方委員が一つの案を示してくださいましたけれども、そういうのを検討する必要があるのではないかでしょうか。
中 川 委員長	市長へ提言することという文言ですね。緒方委員からは、そういった意見がありました。
事務局	私たちがイメージしている「区のまちづくり」とは、自治基本条例の全体の中でも特化して書くということで、そこの意義付けを明確にする必要があるのではないかという提案をしました。先程、区民からの提案というのは、当然のこととして自治基本条例の中でも市民からの提案ということがありますし、それが、区役所が一番身近な場所にあるので、区役所の一つの役割として市の施策に反映させるのは重要な役割ですが、今の自治基本条例の中で充分読めるとおもいますので、区のまちづくりで提案しなくてはいけないという話ではないかと考えます。市民からの提案と言えば、例えば東区の方が西区の熊本駅に関して提案してもいいわけですし、区のまちづくりの中に規定するのは、少し違うのではと思います。もちろん、地域の課題をもとに区役所のほうで、市の全体の施策として提案していくというのは重要な役割だと思いますが、ここでいうまちづくりとは区役所が拠点となり、地域住民の皆様と一緒に地域のまちづくりをすすめていくということに特化して書いているというイメージがあります。
津 地 委 員	条例の中に区の役割を明確に打ち出すということは、市も区役所がでけて運用の中で試行錯誤されている段階だと思います。その試行錯誤の中で熊本市の区のまちづくりのベースとなると思います。 行政と市民が協働するのは当たり前だと思います。その中で、行政がでしゃばらずに市民をサポートして住民主体のまちづくりに取り組むというのは素晴らしいことだと思います。役割放棄ではなく、行政としての役割を担った上で、立場的にはサポートに回るというのは、条文化まではいかなくとも何らかの形で書いていくべきだと思います。条文化の文言については難しいと思います。今回のたたき台骨子については評価すべきだと思います。ただ、先程の「勘案」とか、いくつかの文言については考える必要があるとおもいます。これから先の区のまちづくりのベースになるということを考えたうえで、必要な部分をもっとクリアに、足りない部分をいれていくという形を、今のいろんな意見を踏まえて整理する必要があると思います。
岡委員	第2条の「市民」のところを、区のまちづくりにおいては「区民」と読み替えるというような言い方ができないでしょうか。ここでいう市民と区民は同じことですよね。それができれば、第35条の条文中の定義をはずして区民及び区の職員というふうにできるのではないかでしょうか。全体としてはこれでいいと思っています。

吉 村 委 員	区政推進課からいただいた資料に区役所の役割はまちづくりのコーディネートとあるので、サポートよりはコーディネートという表現のほうがいいのではないかでしょうか。 第2条の市民の中に（区民）という表記になると、第11条も市の職員なので（区の職員）というふうに入らないといけなくなるのかと思うと、たたき台のように先程の事務局案のように区民（市民の定義に準ずる）という表記のほうがすっきりするのかなと思いました。
岡委員	市の職員も区の職員になっているので同じですよね。
吉 村 委 員	定義は同じだと思いますが、職員の責務が少し違う気がします。
岡委員	ということは別に規定したほうがいいということでしょうか。
吉 村 委 員	コーディネートという言葉がサポートよりいいのではと思いました。
中 川 委員長	協働は対等、平等の立場が原則ですね。
吉 村 委 員	市民協働の要としてまちづくりのコーディネートを行うということですね。
中 川 委員長	サポートというと支える。コーディネートというと企画調整ですかね。
津 地 委 員	私自身もサポートとかコーディネートとかよく使うのですが、横文字は概してわかりづらいときがあるので、条文中での使用は避けたほうがいいのではないかでしょうか。
中 川 委員長	条文化というと表現の正確性を求めて、明確にしていかなければならぬという部分もあります。本日はいろいろと活発にご意見もいただきましたので、特に発言したいということがなければ、これまでの議論において第5章・第6章の基本的な素案のたたき台については皆様ご了解いただけたかと思います。 先程、岡委員からもありましたが、若干の修正等必要な部分が残っております。そこからいろいろな部分の修正に波及するということもあると思います。
鳥 崎 委 員	少しテーマが違っていたので発言しなかったのですが、質問も含めたところで、第35条の1項に「区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針に基づき」っていうのが入っていて、それについての説明が、「なお、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針とは第13条に定める本市の総合計画に基づき作成されたものである」と書かれています。確かに第13条には本市の基本構想、基本計画、実施計画をまとめた総合計画を市が策定すると書いてあるのですけれども、区ができる区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針というのも、この中に含まれる

	<p>という説明なのですから、それはどこかに書いてなくていいのでしょうか。要するに先程から話題になっている区のまちづくりとはどのようなものなのかというのも、基本的に区のまちづくりビジョンがあつてはっきりしてくると思います。区のまちづくりビジョンは第13条の2を見れば市民の意見を聞きながら市が作るのだ、それにあたっては区の特性や課題を踏まえて作るのだというのが何処かいでてくるのかなと思いました。「区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針に基づき」という条件付けが入り込んでいるので、第35条の文章が長くてわかりづらい原因ではないかと思いました。</p>
中川委員長	<p>今のご意見、第35条の第1項の指針ですが、これが指針の具体的な内容が冒頭でも説明しましたけれども、説明・解釈のところに落としているということで、わかりにくいということですね。</p> <p>基本的に第5章34条については特に修正・変更等のご意見はなかったかと思いますが、主に第6章の区のまちづくりの条文の表記「勘案」「指針」「区民の定義」のについて、それから「解決に向けて」、「(2)にかかる市長への提言区民もしくは区からできること」を条文に明記するのかどうか。</p> <p>第36条につきましては修正・変更のご意見はなかったかと思います。したがって、第35条を中心に次回までに改正条例素案を正副委員長及び事務局での協議をして案を作成し、それをもとに次回協議していただきたいと思います。案については、まとまり次第送付させていただきたいと思います。</p> <p>次回の開催日程ですが、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>※自治基本条例改正予定表資料2により事務局説明</p> <p>今回で条文案を練り上げてという予定でしたが、6月下旬にもう一度開催させていただいて、そこで条文案についての協議をおこなったうえで、パブリックコメントなどの必要な手続きに入らせていただきたいということで、3ヶ月ずらさせていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">< 委員了承 ></p>
中川委員長	よろしいでしょうか。それでは、日程の調整をお願いたします。
事務局	<p style="text-align: center;">< 日程調整中 ></p> <p>皆様方の日程を調整させていただきましたが、全員が出席いただける日がありませんでした。調整の結果、25日の水曜日午前中となりました。3名の委員の方がご出席できないということになりましたが、できましたら25日水曜日の午前中に開催させていただきまして、参加できない委員の方には事前、事後の丁寧な説明をさせていただきたいと思います。この日程でご了承いただければと思います。</p>
中川委員長	6月25日午前中ですね。都合がつかない方も変更可能あればあわせていただければと思います。本来であれば8月に仕上げて9月議会に上程予定でありましたが、議論もいろいろ活発にでてまいりましたのでもう一度開催ということにな

りました。また日程、資料等につきましては事務局よりご連絡・送付をおねがいします。

以上で本日予定しておりました議事は終了しましたので、これをもちまして終了といたします。